令和2年度 第12回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時: 令和3年2月22日(月) 午後2時30分から午後3時10分まで

2. 場所: 西宮市役所 本庁 681会議室

3. 出席者:

【委員】(8名)

(会長) 1番 松本 俊治 (会長職務代理) 2番 庄治 郁夫 (委員) 4番 二本松 義人 5番 吉村 修 7番 奥村 幸弘 8番 前田 豊 9番 大前 有三

13番 木下 勝博

【事務局】

(事務局長) 増尾 尚之 (主査) 松谷 卓人 (主事) 中田 奈穂美 (産業文化総括室長) 長谷川 賢司

4. 欠席者: 6名

5 傍聴者: 0名

6. 議事案件:

【議案第16号】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件

〈審議結果:承認〉

【議案第17号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果:承認〉

【議案第18号】 非農地証明書交付の件

〈審議結果:承認〉

【報告第25号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第26号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

7. 議事内容

議 長 委員の皆様、本日は御苦労様でございます。定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。初めに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本委員会においても、出席委員数を制限することで委員会中の密集を防ぎ、開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いします。

それでは、総会を始めさせていただきます。本日の出席委員は、8名です。過半数に 達していますので、本日の農業委員会総会は成立しています。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議 ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長 異議なしとのことですので、4番 二本松委員と5番 吉村委員を議事録署名委員に指 名しますのでよろしくお願いします。

それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第16号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明させていただきます。議案第16号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件」でございます。議案書をご覧ください。

【議案書朗読】

都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下、「都市農地貸借法」)は対象となる都市 農地を生産緑地に限定した上で、都市農業の持つ多面的機能を発揮する取組を行うこと を要件に、農地法の法定更新や下限面積要件が適用されない貸借を可能とするものです。

今回の申請のように、農地の借り手が自ら耕作する場合は、農地の貸し手と借り手の間で貸借の内容について契約書を準備し、農地の借り手が「事業計画」を作成し市長に申請します。市長は「事業計画」が要件の全てに該当するものである場合には、農業委員会の決定を経て認定を行います。

それでは、配付しております資料「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号判断基準」(右上に"議案第16号 資料")をご覧ください。

【資料朗読】

このとおり、要件を全て満たすと考えております。

議 長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明となります。庄治委員お願いします。

庄治委員 議案第16号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請農地は、耕作地として適正に管理されております。また、現地確認により、申請者が周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことを確認しました。以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長 説明は終わりました。本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員(質問、意見なし)

議 長 なければ、議案第16号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定 に基づく決定の件」につきましては、承認することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長 御異議がないようですので、議案第16号につきましては、承認することとします。 続きまして、議案第17号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程しま す。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。議案第17号「農地法第3条の規定に基づく 許可申請の件」でございます。

【議案書朗読】

譲受人と譲渡人は、申請地においてそれぞれ持分2分の1の所有権を有していますが、 この度譲渡人の持分を譲受人に全部移転する農地法第3条の申請をしています。これに より、譲受人が単独で所有することになります。

それでは、配布しております資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」(右上に"議案第17号 資料")をご覧ください。

【資料朗読】

このとおり、要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。二本松委員お願いします。

奥村委員 議案第17号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。 譲受人は、申請農地を含む自身の所有する農地を10年以上に渡り耕作しています。ま た、農業実績もあり、生産意欲も高く、農業に必要な機械を持っておられ、許可しても 問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議 長 なければ、議案第17号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきまして は、承認することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長 御異議がないようですので、議案第17号につきましては、承認することとします。 続きまして、議案第18号「非農地証明交付の件」を上程します。事務局から説明をお 願いします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。議案第18号「非農地証明書交付の件」でご ざいます。

【議案書朗読】

事前配布しています資料「西宮市農業委員会事務取扱要領(9条1項抜粋)をご覧ください。非農地証明書の願出ができるのは、西宮市農業委員会事務取扱要領9条1項の各号いずれかに該当する場合のみとなります。

申請農地につきましては、今月の現地調査により、現況が宅地であることを確認しました。また、添付書類(法務局の建物登記全部事項証明書)により、宅地となって 20年以上経過していることを確認しました。したがって第9条第1項「第1号」に該当しますので、非農地証明書を交付することについて問題は無いと考えています。以上で議

案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。吉村委員お願い します。

庄治委員 議案第18号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請地については、少なくとも20年以上の永年にわたって、病院敷地として利用されており、農地としては利用されていないと判断できます。つきましては、申請地は、農地への復元は著しく困難と思われますので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長地元委員の説明は終わりました。本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議 長 なければ、議案第18号「非農地証明交付の件」につきましては、証明書を交付する ことにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長 御異議がないようですので、議案第18号につきましては、証明書を交付することと します。審議事案は、以上の3件です。続きまして報告案件に入ります。まず、報告第 25号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。 事務局の報告をお願いします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。報告第25号「農地法第4条第1項第8号の 規定に基づく届出受理の件」でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事 務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件に対し御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第26 号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。報告第26号「農地法第5条第1項第7号の 規定に基づく届出受理の件」でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事 務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件に対し御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上で、本日予定していました報告案件はすべて終了しました。これをもちまして、 本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時10分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)	
	(FI)
(委員)	
	(FI)
(委員)	
	(FII)